

令和8年度ぐんま農泊体験ツアー商品造成業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度ぐんま農泊体験ツアー商品造成業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)

3 業務目的

群馬県では、農山漁村ならではの体験や地域の人々との交流を中心に、宿泊や多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらい農山漁村滞在型旅行(農泊)を推進している。

本業務では、群馬県での農泊・グリーン・ツーリズムのさらなる推進に向け、既存の観光地を起点として農山村地域の体験や交流を組み合わせたモニターツアーを実施し、諸課題を整理した上で、将来的な販売を見据えた魅力的な「ぐんま農泊」のツアー商品を造成する。

4 委託業務の概要

「ぐんま農泊体験ツアー商品造成業務」として以下の業務を実施する。

- (1) 農泊体験モニターツアーの企画・実施
- (2) 農泊体験ツアーの商品造成及び販路検討

5 委託業務の内容

(1) 農泊体験モニターツアーの企画・実施

- 実施回数: 1回
- 参加対象者: グリーン・ツーリズム、農泊に関心のある一般参加者(8名以上)
- なお、18歳未満が参加する場合は、保護者同伴とする。
- 実施場所: 洪川市(隣接市町村を一部含むことも可とする)
- 実施日数: 1泊2日(開催時期は県と協議の上、決定)
- ツアー内容:
 - ・農業・農村文化に係るワークショップ、体験等を2~3件実施する。
 - ・意見交換会の実施: 参加者、体験受入先、自治体職員等による意見交換の場を設ける。(ツアー商品造成に向けた諸課題を明らかにすること)
 - ・宿泊: 事業実施地域内で宿泊する。
 - ・アンケート: 参加者対象の農泊の評価に係るアンケートを実施する。
- 企画・手配・調整を行い、県と協議の上、実施計画を作成して、参加募集の前に県に提出する。
- イベントチラシ原稿を作成して、県と協議の上、参加募集を行い、目標参加者の確保(集客)に努める。広報は、SNS、旅行情報サイト等を活用し、広く周知する。
- 参加募集は、県と受託者において行い、受託者が参加者のとりまとめを行う。
- 実施運営:
 - ・体験受入施設等との調整・手配
 - ・ツアーの進行管理

- ・関係機関との調整
- ・参加者への案内及び送付、問合せ対応
- ・実施の記録・写真撮影
- 参加者の安全確保：
 - ・訪問先との事前打ち合わせや、現地確認を行い、コンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者を旅行保険に加入させる。
 - ・飲食物等の衛生管理を徹底するほか、参加者自身のアレルギーに関しても事前確認を行い、適切に対応する。
- 旅行業法を遵守の上、実施する。

(2) 農泊体験ツアーの商品造成及び販路検討

- (1)で実施する農泊体験モニターツアーについて、実施結果を踏まえ、参加者アンケート、意見交換会等の内容を分析し、課題及び改善点を整理する。
その上で、地元関係者(行政、体験受入事業者等)及び観光旅行会社等(受託者含む)と連携し、将来的な販売を見据えた農泊体験ツアーの商品プラン(原則として宿泊を伴うもの)を造成する。
- 造成する商品プランは、継続的な実施・販売が可能となるよう、実施体制、想定価格帯、必要な調整事項等を含めて整理すること。
- 販売にあたっては、県が承認した販路又は受託者が有する販路等を想定し、販売に向けた課題及び対応方針を整理すること。
- 令和9年度中の販売開始を目指すものとするが、やむを得ない事情により販売開始に至らない場合は、その要因及び課題を整理した上で県に報告し、今後の対応について県と協議すること。

6 費用と参加者負担等

- 次に掲げる経費は、原則として委託料に含めることができない。
 - ・食事代
 - ・景品類配布に係る経費
 - ・菓子折、各種金券等による謝礼
 - ・施設整備費、機械器具及び備品購入費
 ただし、体験プログラムの一環として提供されるものについては、委託料に含めることができる(例:郷土料理作りで作った料理)。
- 宿泊費については、委託料に含めることができるものとする。ただし、食事付き宿泊プランの場合は、素泊まり相当額のみを委託料対象とし、食事代は参加者負担とする。
- 参加者負担金については、モニターツアーであっても、将来的な商品化を見据えた適正な価格設定とし、安価な設定とならないよう留意すること。
なお、委託料に含めることができる経費についても、事業内容や参加者負担の公平性を考慮した上で、参加者から一部を徴収することは差し支えない。
(例:宿泊費1万円の場合、5千円を委託料、残りを参加費として徴収)

7 成果品

(1) 実施報告書

ア 実施状況報告及び記録写真

- ツアー商品プラン作成:1コース A4 版1ページ程度にまとめる。
なお、商品プランには、宿泊地、集合・移動方法、想定価格帯、販売ルート及び実施体制を必ず記載すること。
- モニター農泊:実施状況等を項目毎に簡潔にまとめるほか、農泊実施に使用または配布した資料等を整理して添付する。

イ ぐんま農泊体験ツアー商品

令和9年度において、ツアーの商品化を想定した具体的な実施計画を作成する。以下の項目は必ず記載すること。

- ①実施時期、実施頻度及び販売ルート
- ②ツアーの目的・背景
- ③ターゲット層(年齢層、家族構成、地域(首都圏など))
- ④ツアーコース
- ⑤予算概算(費目ごとの内訳(交通費、体験費、謝金、宿泊費、保険料など))
- ⑥関係者一覧(実施体制図(主催・協力・支援団体の役割分担))

● 仕様・部数

- 電子データ
- 電子データについては、基本的には以下のファイル形式とし、記録媒体に保存して、報告書に添付する。

【記録写真】jpg 形式

【その他】PDF 形式

なお、Word・PowerPoint・Excel で作成した資料は原稿ファイルも提出

- 納期:令和9年2月26日(金)

(2) 成果品の帰属

- 実施報告書にかかる著作権は、原則としてすべて群馬県に帰属するものとする。

8 委託業務内容の変更等

本仕様書に示す内容のうち、数量等が未確定な部分や詳細内容について、契約締結後に見直す場合には、事前に県と協議の上で、内容や金額の変更について決定する。

9 その他

- 関係法令を遵守し、諸手続を行うものとする。
- 県は、必要に応じて、受託者に事業内容について指示する。
- 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- 受託者の責めに帰すべき理由によらない実施の取消によって生じる取消料・違約金については、委託料から充当するものとする。
- 事故等により発生した損害は受託者が負担する者とする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は県が負担するものとし、

その額は県と受託者で協議して決定する。

- 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- 本業務は、農山漁村振興交付金地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型)において実施するものである。このため、関係書類を委託業務完了後5年間保管すること。